

昭和 43 年度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 省 農 政 局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第22条の規定に基づき、昭和43年度における農業および農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出および補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法(昭和22年法律第34号)第40条の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

I	昭和43年度の予算	1
II	昭和43年度において実施された事業の概要	5
A	農業改良普及事業	5
1	職員の設置	5
(1)	専門技術員	5
(2)	農業改良普及員	6
(3)	職員の活動の概要	6
2	資格試験	10
3	専門技術員の活動の強化	11
4	農業改良普及所の運営	11
5	機動力および普及指導高度化機材の整備	11
6	農業改良普及員等の研修の実施	12
7	改良普及員研修施設の整備	14
B	生活改善普及事業	14
1	職員の設置	14
(1)	専門技術員	14
(2)	生活改良普及員	15
(3)	職員の活動の概要	16
2	巡回指導施設の整備	18
3	農家生活技術等改善研究の実施	19
4	生活改良普及員等の研修の実施	20
5	生活改良普及員の養成	21
6	生活教室の開設	21

7	農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業の実施	22
8	農山漁村生活環境整備特別指導事業の実施	22
9	農山漁家生活近代化センターの設置	22
C	農村青少年研修教育事業	23
1	地域営農研修施設の設置	23
2	経営伝習農場施設の整備	23
3	農業専修学園施設の設置	23
4	農村青年活動促進施設の設置	23

I 昭和43年度の予算

農業改良助長法により補助金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条の規定により、次のように定められている。

- (1) 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- (2) 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行なうこと。
- (3) 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行なうこと。
- (4) 前2号の事務の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により、(1)および(2)の事業については、配分された国の補助金の額に対し都道府県は、その $\frac{1}{2}$ 以上を支出することが求められている。その都道府県別の内訳は、附表(1)、(2)、(3)および(4)のとおりである。

(3)および(4)の事業については、国の補助金の額と同額の都道府県費の支出が求められているが、それらの事業の経費についての都道府県別の内訳は、附表(5)、(6)、(7)、(8)および(9)のとおりである。

昭和43年度において定められた国の事業別予算額およびその内容は、次のとおりである。

1 農業改良助長法第14条第1項第1号および第2号に係るもの

(1) 農業改良関係

i 農業改良普及職員設置費補助金 5,502,024,000 円

都道府県において農業に関する普及事業に従事する専門技術員および農業改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和43年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員764人、農業改良普及員年度末現在10,513人である。

ii 普及事業費補助金

a 指導旅費 180,543,000 円

専門技術員および農業改良普及員が普及指導活動を行なうに要する旅費である。

b 専門技術員活動強化費 3,834,000 円

専門技術員を主要な農業地域の試験研究機関に分駐させ、試験研究機関と緊密な連けいを図るとともに、その現地活動を強化するため、43年度から新たに、19カ所の地方分駐場所(以下「地方専技室」という。)を設置して現地分駐を進めることに伴い、その運営に必要な消耗品費、通信運搬費、資料作成費、事務補助賃金等および普及指導機材の整備に要

する経費である。1カ所当りの助成額は、201,800円である。

c 普及所運営費

(ア) 広域普及所運営費 172,694,000円

広域普及所475カ所に対し、その運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、事務補助賃金等(1カ所当り358,670円)および昭和43年度新たに設置する125カ所の普及所に対し、テープレコーダー1台(18,600円)を整備するに要する経費である。

(イ) 一般普及所運営費 29,766,000円

一般普及所330カ所に対し、その運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、人夫賃等である。1カ所当りの助成額は90,200円である。

(ロ) 巡回指導施設設置費(オートバイ購入費) 37,200,000円

農業改良普及員が行なう巡回指導に必要なオートバイ500台の購入に要する経費である。

(ハ) 普及指導高度化機材整備事業費 18,637,000円

広域普及所120カ所に対して、農業の近代化の推進に対応し、農業改良普及員が科学的かつ高度な普及指導を行なうに必要な計測器械の購入に要する経費である。

(2) 生活改善関係

i 生活改善普及職員設置費補助金 1,120,902,000円

都道府県において生活改善の普及事業に従事する専門技術員および生活改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和43年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員245人、生活改良普及員年度末現在2,325人である。

ii 普及事業費補助金

a 指導旅費 39,156,000円

専門技術員および生活改良普及員が普及指導活動を行なうに要する旅費である。

b 普及所運営費

(ア) 巡回指導施設設置費(生活改良普及員普及器材整備費) 4,650,000円

生活改良普及員の普及指導に必要なスライド、照度計、組立式住宅模型等の器材の整備に要する経費である。

(イ) 生活教室開設費 8,835,000円

農山漁家の生活改善上当面している問題の解決に資するため、農繁期対策、住居の使い方の改善、家事労働合理化および出稼ぎ農家生活相談について、短期の講習会を開催するに要する経費である。

c 生活改善特別事業費(農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業) 20,297,000円

農山漁家の健康および体力の維持増進ならびに労働の適正化を図るため、農山漁家健康

生活管理および家族労働適正化特別事業を継続 31 カ所新規 40 カ所において実施するに要する経費である。

d 農家生活技術等改善研究費 3,641,000 円

46 都道府県において生活技術の適応実験を行なうに要する経費、12 府県において、生活技術の連絡研究を実施するに要する経費および 9 県において漁家生活改善の普及計画を樹立し、活動を進めるに要する経費である。

2 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号および第 4 号に係るもの

(1) 農業改良関係(普及事業費補助金)

a 専門技術員活動強化費 5,955,000 円

19 カ所の地方専技室を設けることに伴い、その活動の効率化を図るための四輪車(ジープまたはライトバン)を各 1 台設置するに要する経費である。

b 普及所運営費(巡回指導施設設置費のうち機動力設置費) 39,234,000 円

広域普及所 125 カ所に対し、普及指導活動の効率化を図るため、四輪車(ジープまたはライトバン)を各 1 台設置するに要する経費である。

c 農業改良普及員等研修費 52,018,000 円

専門技術員および農業改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するに要する経費である。

d 改良普及員研修施設整備費 31,500,000 円

改良普及員等に対して長期の研修を実施する施設を 3 カ所設置するに要する経費である。

(2) 生活改善関係(普及事業費補助金)

a 普及所運営費(巡回指導施設設置費のうち四輪車購入費) 32,364,000 円

広域普及所 200 カ所に対し普及指導活動の効率化を図るため、四輪車(360 cc ライトバン)を各 1 台購入するに要する経費である。

b 生活改善特別事業費(農山漁村生活環境整備特別指導事業費) 13,262,000 円

46 都道府県において農山漁村の生活環境施設の整備・近代化を推進するため、農山漁村生活環境整備特別指導事業を実施するに要する経費である。

c 生活改善普及職員研修費 10,416,000 円

専門技術員および生活改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するに要する経費である。

d 生活改良普及員養成費 4,634,000 円

生活改良普及員の養成施設(岩手県、長野県、香川県)について、その人件費、運営費および施設の整備に要する経費である。

e 農山漁家生活近代化センター設置費 15,187,000 円

農山漁家生活の近代化、合理化の推進を図るため、新しい生活技術の習得に必要な生活実習施設を備えた施設を 10 カ所設置するに要する経費である。

- (3) 農村青少年研修教育関係（農村青少年研修教育施設費補助金） 222,069,000 円
- a 地域営農研修施設設置費 80,000,000 円
高等学校を卒業した農村青年を対象として高度の専門的技術と経営の実務訓練を行なう研修施設を2カ所設置するに要する経費である。
- b 経営伝習農場施設整備費 60,024,000 円
経営伝習農場の寄宿舍、教育および実習施設の新設、既存建物の増改築に要する経費である。
- c 農業専修学園施設設置費 41,245,000 円
中学校卒業後、直ちに農業に従事している青少年を対象として農業の基礎的な研修を実施する施設を5カ所設置するに要する経費である。
- d 農村青年活動促進施設費 40,800,000 円
農村青年の活動促進を図る場としての研修施設を都道府県の主要農業地域に12カ所設置するに要する経費である。

Ⅱ 昭和43年度において実施された事業の概要

A 農業改良普及事業

農業技術の高度化、農業の経済圏の拡大等に対応し、普及事業の効率的推進を図るため、農業改良普及所の広域化を中心とする普及体制の整備を昭和40年度から5カ年計画ですすめてきている。

昭和43年度は、その第4年次にあたり、普及組織と活動体制の整備、普及職員の資質の向上に重点をおいて、その充実を図った。

1 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として専門技術員と農業改良普及員がおかれている。

専門技術員は、農業に関する試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究を行なうとともに農業改良普及員を指導するものと、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術および方法等について農業改良普及員を指導するものの二種に分かれている。

農業改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学技術および知識の普及指導に従事することを職務としている。

(1) 専門技術員

専門技術員の専門項目は、稲、果樹、乳牛等技術に関する18項目と普及指導活動に関する農業および青少年の2項目計20項目に区分されている。

専門技術員の設置は、各都道府県が割り当てられた定数のなかで、その県の農業事情を勘案し、必要な項目について選択し、有資格者のなかから任用している。

昭和43年度における定数は764人であるが、専門項目別設置数は、次のとおりである。

専門項目別	人	員	専門項目別	人	員
稲	53	人	養 鶏	13	人
麦 および 雑 穀	17		家 畜 衛 生	10	
そ 菜 お よ び い も 類	62		農 畜 産 利 用 加 工	4	
果 樹	68		農 業 機 械	39	
工 芸 作 物	8		農 業 経 営	54	
花 き	8		農 業 土 木	1	
飼料作物および草地改良	18		管 農 林	0	
土 じ よ う 肥 料	49		普及指導活動 (農業)	108	
病 害 虫	46		〃 (青少年)	18	
畜 産 一 般	56				
乳 牛	15		計	647	

また、専門技術員の都道府県別設置数は附表(10)、都道府県別専門項目別設置数は附表(11)のと

おりである。

専門技術員の学歴別、年齢別構成は、次のとおりである。

(a) 専門技術員学歴別構成(昭和44年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧 中)	計
		旧 高 専	短 大	農 講	旧 専 実 科	技 養		
員 数(人)	109	228	6	47	26	53	178	647
比 率(%)	16.9	35.2	0.9	7.3	4.0	8.2	27.5	100.0

注 農講——農業講習所

技養——農業会(農会)技術員養成所

(b) 専門技術員年齢別構成(昭和44年3月31日現在)

区 分	26~30才	31~35才	36~40才	41~45才	46~50才	51~60才	61才以上	計
員 数(人)	0	8	189	241	92	116	1	647
比 率(%)	0	1.2	29.2	37.3	14.2	17.9	0.2	100.0

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員は、農業改良普及所に所属し、普及事業の現地活動に従事している。昭和43年度末における定数は10,513人で、その内訳は、広域普及所長475人、一般普及所長330人、農業改良普及員(地域)1,425人、農業改良普及員(専門)2,705人、農業改良普及員(一般)5,578人である。

農業改良普及員の都道府県別の数は、附表(10)のとおりである。

なお、農業改良普及員の学歴別、年齢別構成は、次のとおりである。

(a) 農業改良普及員学歴別構成(昭和44年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧 中)	計
		旧 高 専	短 大	農 講	旧 専 実 科	技 養		
員 数(人)	651	327	300	3,575	70	765	4,723	10,411
比 率(%)	6.3	3.1	2.9	34.3	0.7	7.3	45.4	100.0

注 農講——農業講習所

技養——農業会(農会)技術員養成所

(b) 農業改良普及員年齢別構成(昭和44年3月31日現在)

区 分	25才 以下	26~ 30才	31~ 35才	36~ 40才	41~ 45才	46~ 50才	51~ 60才	61~ 以上	計
員 数(人)	823	1,070	1,297	2,507	2,373	957	1,326	58	10,411
比 率(%)	7.8	10.3	12.4	24.1	22.8	9.2	12.7	0.6	100.0

(3) 職員の活動の概要

ア 専門技術員

専門技術員は、都道府県本庁、試験研究機関等を拠点として農業改良普及員に対する指導

援助、調査研究、他機関との連携等の活動を行なっている。

専門技術員の種別別活動時間の割合は、次表のとおりである。

専門技術員種別別活動時間割合

専門技術員の区分	普及員に対する指導援助	調査研究	他機関等との連携	普及員以外に対する指導援助	研修	その他	計
技術関係	42.8%	12.6%	21.1%	12.3%	5.9%	5.3%	100.0(192.3)時間
普及指導活動(農業)	55.3	9.4	15.3	8.5	3.0	8.5	100.0(191.8)
普及指導活動(青少年)	44.6	9.5	13.9	22.2	3.3	6.5	100.0(195.3)

注 1 技術関係——普及指導活動に関する 2 項目を除いた 18 項目の専門技術員である。

2 技術関係専門技術員 154 人、普及指導活動(農業)専門技術員 30 人、普及指導活動(青少年)専門技術員 5 人の 1 月間の活動時間割合の平均である。

専門技術員の普及員に対する指導援助は、そのための準備も含めて総活動時間のほぼ半ばを占めている。また、調査研究は 10% 前後を占めているが、技術関係の専門技術員ではそれぞれの専門項目に関係した調査研究、普及指導活動(農業)専門技術員では普及活動の方法および普及効果の実態調査、普及指導活動(青少年)専門技術員では農村青少年の意識調査等が主なものとなつている。また、他機関との連携ではとくに技術内容について試験研究機関等と連絡調整にあたる技術関係専門技術員の割合が高くなつており、農業改良普及員以外に対する指導援助においては農村青少年を指導対象とする普及指導活動(青少年)専門技術員の割合が高くなつている。

イ 農業改良普及員

普及事業の効率化を図るため、昭和 40 年度から実施されている農業改良普及所の統合整備は、昭和 43 年度において第 4 年目を迎え、広域普及所は、昭和 40 年度発足以来 475 カ所となつた。そして、広域普及所と従来的一般普及所とは異なつた活動方式のもとに活動がすすめられた。

(ア) 活動方式

広域普及所においては、農業改良普及員は、市町村を分担し、常時市町村、農業協同組合等との連携を図りつつ農業者に対する総合的な指導を行なう地域改良普及員と、専門的な事項を担当し管内全域にわたつて活動する専門改良普及員とに機能分担が行なわれ、普及所を拠点にした活動方式がとられている。

一般普及所においては、各農業改良普及員が、管内全域にわたつて項目別技術指導を分担すると同時に、管内市町村を分担して一般的活動を行なう活動方式がとられている。

(イ) 活動時間

(a) 広域普及所

広域普及所における地域改良普及員と専門改良普及員のそれぞれについての活動時間を種別別、対象別にみると次表のとおりである。

広域普及所における種類別・対象別活動時間

区分		直接指導時間(対象別)						その他の時間						合計
		個別	地域	集团的	その他	農青年	計	指導準備	関係機関	の連け	普及所	運事	研修	
地域改良普及員	時間(時)	36.0	18.8	24.7	8.1	11.0	98.6	33.1	16.2	23.7	13.2	9.2	95.4	194.0
	比率(%)	18.6	9.7	12.7	4.1	5.7	50.8	17.1	8.3	12.2	6.8	4.8	49.2	100.0
専門改良普及員	時間(時)	30.2	16.3	28.5	5.8	8.5	89.3	37.5	14.3	21.3	18.4	8.7	100.2	189.5
	比率(%)	16.0	8.6	15.0	3.1	4.5	47.2	19.8	7.5	11.2	9.7	4.6	52.8	100.0

注 地域改良普及員 1,316 人、専門改良普及員 1,625 人の 1 月間の活動時間の平均である。

1 人 1 月当りの直接指導時間についてみると、地域改良普及員は専門改良普及員より 9.3 時間多くなっている。これは、個別および農村青少年に対する指導時間における差によるものであつて、集団に対する指導時間では両者間にあまり差はみられない。集団に対する指導時間は両者とも総活動時間の約 27% を占め個別に対する指導時間に比べかなり多い。地域改良普及員の 1 人 1 月当たり指導人員は 272.9 人であり、専門改良普及員の 1 人 1 月当たりの指導人員は 219.7 人である。

その他の時間においては、資料の準備や調査等のための指導準備と各種の報告事務、庶務的業務が含まれる普及所運営事務に要する時間が地域改良普及員、専門改良普及員とも総活動時間の約 30% でかなりのウェイトを占めている。

(b) 一般普及所

一般普及所における農業改良普及員の活動時間は、次表のとおりである。

一般普及所における対象別活動時間

区分		直接指導時間(対象別)						その他の時間						合計
		個別	地域	集团的	その他	農青年	計	指導準備	関係機関	の連け	普及所	運事	研修	
時間(時)		38.0	18.5	20.3	5.3	10.8	92.9	31.3	18.3	25.7	16.2	9.1	100.6	193.5
比率(%)		19.6	9.6	10.5	2.7	5.6	48.0	16.2	9.5	13.2	8.4	4.7	52.0	100.0

注 農業改良普及員(一般) 1,205 人の 1 月間の活動時間の平均である。

一般普及所における農業改良普及員の普及活動は、管内全域にわたる項目別技術指導と管内市町村の分担による一般的活動とを併行して実施している。さきにみた広域普及所における対象別活動時間との比較でみると、直接指導時間では、個別指導にかかる時間のウェイトが高く、集団に対する指導時間のウェイトが低くなっている。また、1 人 1 月当たりの指導人員は 178.5 人となつており、広域普及所におけるそれに比しかなり少ない。

その他の時間においては、指導準備、普及所運営事務がやはり約 30% を占め、広域普

及所とほとんど差がみられない。

(ウ) 活動内容

農業改良普及員の活動内容を農業改良普及計画にとりあげている重点課題について部門別、性格別にみると、次表のとおりである。

(a) 部門別重点課題数(1普及所当り)

区 分	主穀作物	果 樹	やさい	畜 産	複 合	青少年	計
課 題 数	4.1	1.6	2.3	2.8	1.1	1.4	13.3
比 率(%)	30.9	12.2	17.0	20.7	8.5	10.7	100.0

注 農業改良普及所(広域、一般普及所) 687カ所の平均

(b) 性格別重点課題数

区 分	生産性上 向	選択的 拡大	経営規模 拡大	流通 合理化	青少年 育成	その他	計
課 題 数	7.5	1.9	1.4	0.5	1.3	0.7	13.3
比 率(%)	56.3	14.4	10.8	3.4	10.0	5.1	100.0

注 農業改良普及所(広域、一般普及所) 687カ所の平均

部門別重点課題数は、主穀作物が4.1課題(全体の30.9%)でもつとも多く、畜産の2.8課題(全体の20.7%)がこれにつき、以下やさい、果樹の順となつている。

なお、やさいと果樹をあわせた園芸部門では3.9課題(全体の29.2%)で主穀作物とほとんど差がない。つぎに、重点課題を性格別にみると、生産性向上に関する課題が6.0課題で半数以上を占めてもつとも多く、選択的拡大の課題が1.5課題(全体の14.8%)でそれに次いで多くなつている。具体的には、次のような事項が全国共通的な普及課題となつている。

部門別主要普及課題

部 門	主 要 普 及 課 題
稻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 集団的生産組織の育成指導 2. 大型機械導入による省力化、大規模化指導 3. 病虫害防除、共同防除の指導 4. 土地基盤整備の推進指導、整備後の安定指導
やさい、花	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設園芸の面積拡大、施肥設計、管理技術等の指導 2. 露地やさいの主産地育成、生産出荷組織の育成指導 3. 作型移動による栽培指導 4. 花き栽培の技術指導
畜 産	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼養規模の拡大指導 2. 草地造成、改良指導 3. 自給飼料の増産、自給率の向上指導 4. 飼養管理技術指導

部 門	主 要 普 及 課 題
果 樹	1. 産地育成、共同出荷組織の育成指導 2. 果樹園の集団化、規模拡大指導 3. 共同防除、一斉防除指導 4. 栽培管理技術指導
経 営	1. 自立経営農家育成指導 2. 簿記記帳指導 3. 経営診断と営農設計指導 4. 制度資金の利用指導 5. 構造改善事業実施後の営農指導
青 少 年	1. 農村青少年グループの活動援助指導 2. プロジェクト指導 3. 各種研修会での指導、青少年大会への参加促進指導 4. 後継者資金の利用指導および事後指導 5. リーダー養成指導

2 資 格 試 験

普及職員の任用は、農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令（昭和27年政令第148号）によつて資格試験に合格した者を任用する場合と一定の学歴および経験を有する者を無試験で任用する場合との二つの方法が定められている。

専門技術員の資格試験は、農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則（昭和27年農林省令第71号）により農林省において実施しているが、昭和43年度における試験の実施結果は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専 門 項 目	稲	麦 雑 及 び 穀	そ い 菜 も 及 び 類	果 樹	工 芸 作 物	花 き	飼 及 改 良 料 び 作 草 物 地	土 肥 じ ょ う 料
受 験 者 数(人)	84	10	68	96	18	15	39	30
合 格 者 数(人)	15	4	10	12	2	1	7	13
合 格 率(%)	17.9	40.0	14.7	12.5	11.1	6.7	17.9	43.3
専 門 項 目	病 害 虫	畜 産 一 般	乳 牛	養 鶏	家 畜 衛 生	農 利 加 畜 産 用 工	農 業 機 械	農 業 経 営
受 験 者 数(人)	28	40	25	18	5	3	25	55
合 格 者 数(人)	6	3	4	4	4	0	6	16
合 格 率(%)	21.4	7.5	16.0	22.2	80.0	0	24.0	29.1

区 分	被服	食物	住居	家庭管理	普及指導(農業)	普及指導(農民生)	普及指導(青少年)	計
受験者数(人)	12	11	19	6	54	19	17	697
合格者数(人)	9	6	13	2	6	11	2	156
合格率(%)	75.0	54.5	68.4	33.3	11.1	57.9	11.8	22.4

改良普及員の資格試験は、都道府県の条例で定めるところによつて行なわれているが、全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

昭和43年度における試験の実施結果は、次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

区 分	大 学			短 大			農業講習所			高 校			計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
農 業 活 生	844	552	65.4	218	96	44.0	1,336	1,074	80.4	120	66	55.0	2,518	1,788	71.0
	128	103	80.5	1,773	1,000	56.4	169	144	85.2	12	7	58.3	2,082	1,254	60.2

3 専門技術員の活動の強化

農業技術の高度化、農業経営の専門化等の動向に対応して、専門技術員が農業改良普及員と協力して現地の指導活動を強化するとともに試験研究機関との連携の一層の緊密化を図るため、昭和43年度から5カ年計画で専門技術員の一部を主要な農業地域にある試験研究機関に分駐在勤せしめることとした。昭和43年度には14カ所の地方専技室が設置され、これに対し運営費および普及指導機材費について助成した。

また、分駐する専門技術員の普及活動の効率化を促進するため、各地方専技室に1台の四輪車(ジープまたはライトバン)を整備することに対し助成した。

4 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、各都道府県の条例によつてその位置、名称、管轄区域が定められている。農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行なり普及活動の連絡調整を強化し、地域の特性に応じた総合的な普及指導活動を推進し、あわせて市町村、農業協同組合等との連絡を密にすることを目的として設けられている。

昭和43年度は広域普及所475カ所、一般普及所343カ所の運営費について助成した。

農業改良普及所の都道府県別数は、附表(10)のとおりである。

5 機動力および普及指導高度化機材の整備

農業改良普及所の広域化に伴い管轄区域の拡大に対応し、普及指導活動の能率化を図るため、各広域普及所に1台の四輪車(ジープまたはライトバン)を整備することとし、昭和43年度は125カ所の普及所に対し助成を行なった。